

# 第一回「快適職場認定」の 審査結果まとめ

日建連の労働委員会（今井雅則委員長「戸田建設(株)社長」）は四月二十七日、第一回「快適職場認定」の審査結果を公表した。

労働委員会では、担い手確保・育成に向けた建設作業所の環境改善の推進及び建設業のイメージアップを図ることを目的として、会員企業の優れた取組みの水平展開を図るべく二〇一〇年度に「快適職場表彰制度」を創設し、以後七年間にわたり毎年表彰を実施してきた。そして、このたび、過去の受賞作業所の施策や国土交通省及び日建連の具体的な取組み方針・目標を審査基準に取り入れ、一定の基準を満たした作業所をすべて認定する「快適職場認定制度」に移行することとした。この背景には、各作業所の取組みには甲乙つけがたいものが多数あり、選考により限られた数の作業所を「表彰」するのではなく、作業所の実践を「認定」という形で称えたいという思いがある。

過去七回の表彰制度では平均応募数が一五〇件程度だったのに対し、認定制度となつてから

第一回目となる今回は過去の平均を大幅に上回る三二二件の申請があり、表彰制度を含めて初めて申請した会員企業が三社あった。これは、認定制度に移行したことで基準が明らかになったことに加えて、各社の職場環境の改善に対する意識が高まってきた結果と言えよう。審査は、次の三つの観点から、合計二二の項目においてポイント割り当て方式を採用した。

◆作業員の心身の負担軽減を目的とした、作業空間・方法の改善

◆作業所における、作業員の生活環境向上のための施設・設備の設置・整備、及びその適正な維持管理

◆働き方改革に資する取組み

また、二二項目のうち、①作業現場への冷暖房機器の設置②国土交通省が定める快適トイレに準ずるトイレの整備③冷暖房設備付き休憩室の設置④分煙対策の実施⑤社会保険加入促

進への取組みの五項目を認定の際の必須項目とし、その他の項目の加点ポイントの合計が全ポイント数の七割を超えた作業所を「快適職場」、八割を超えた作業所を「快適職場（プラチナ）」とした。今回認定基準を満たした作業所は二六三件、そのうちプラチナ認定を取得したのは一六五件、更に満点のポイントを獲得した作業所が三件あった。

一定の難易度は上がっていくことが予想されるが、一定の水準に達する現場が増えることは業界全体の底上げにつながる。また、応募に先立って審査基準は公開されるため、今後現場の立ち上げ段階から基準を満たす作業所をつくる流れが定着すれば、建設技能者にとって、どの作業所も快適な職場であることが当たり前になるだろう。職場環境の改善に積極的に取り組んでいる現場職員の努力が「認定」され、そこで働く建設技能者の就業意欲が向上することで、次世代を担う若者たちが働きたいと感じる業界へと生まれ変わるべく、今後も本制度の充実と発展を図っていきたい。



認定された作業所には認定証と垂れ幕が贈られる。これらを使い、快適職場として認定されたことを現場内外に幅広くPRしていただきたいと考えている。

## 今井労働委員長のコメント

認定制度第1回目に312件もの申請をいただいたことは、「技能者にとって魅力ある職場環境づくり」に対する日建連会員各社と各現場の並々ならぬ熱意の表れであり、それぞれの取組みに深く敬意を表する次第です。

今回の認定では、作業現場の環境整備だけでなく働き方改革など様々な項目における快適施策に対して総合的・網羅的に取り組んでいることを基準としております。残念ながら認定に至らなかった作業所におかれても、引き続き職場環境の改善に取り組んでいただきたいと思います。建設作業所の環境改善に対する日建連会員企業の取組み姿勢を「見える化」することにより、建設業に対するイメージアップにつながることを期待しています。

### <東日本大震災復興工事現場>

現場近接の宿舎に、大浴場2カ所と家庭並みの大型ユニットバスを4カ所設置。シャワーは同時に14名が使用できる。



電気と水道が通っていないが、発電機や水槽を用いて国土交通省仕様の「快適トイレ」を設置。こまめな清掃などで維持管理に努めている。



### <中部地方の橋梁・高架構造物工事現場>



現場に、男女別の快適トイレを設置。仕切りには目隠しフェンスを使用している。



快適職場  
(プラチナ)の  
取組み事例